ニ　ハの措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主

二　次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ハ(1)(i)の措置を一年間継続した事業主　十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

ロ　前号ハ(1)(i)の措置を二年間継続し、かつ、当該措置の開始から二年を経過した後、同号ハ(1)(ii)の措置を講ずることが就業規則その他の書類により確認できる事業主　三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

ハ　前号ハ(1)(i)の措置を一年間継続した後、同号ハ(1)(ii)の措置を六箇月間継続した事業主　三十七万五千円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

ニ　前号ハ(1)(i)の措置を二年間継続した後、同号ハ(1)(ii)の措置を六箇月間継続した事業主　三十七万五千円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

ホ　前号ハ(1)(i)の措置を一年間継続した後、同号ハ(1)(iii)から(vi)までに掲げるいずれかの措置を六箇月間継続した事業主　三十七万五千円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

ヘ　前号ハ(1)(iii)から(vi)までに掲げるいずれかの措置を六箇月間継続した事業主　二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

3　短時間労働者労働時間延長支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額（一の事業所において、対象者一人につき、同号に掲げる額のいずれかの額に限る。）を支給するものとする。

一　有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ　事業所ごとに、有期契約労働者等のキャリアアップに関する事項を管理する者をキャリアアップ管理者として配置し、かつ、当該配置について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主

ロ　当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対し、提出した事業主

ハ　次のいずれかに該当する事業主であつて、その雇用する有期契約労働者等について処遇の改善を図つたもの

(1)　その雇用する有期契約労働者等（被保険者でないものに限る。）に対し、次に掲げるいずれかの措置を講じた事業主（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）

(i)　一週間の所定労働時間を五時間以上延長する措置

(ii)　一週間の所定労働時間を四時間以上五時間未満延長するとともに、賃金を五パーセント以上増額する措置

(iii)　一週間の所定労働時間を三時間以上四時間未満延長するとともに、賃金を十パーセント以上増額する措置

(iv)　一週間の所定労働時間を二時間以上三時間未満延長するとともに、賃金を十五パーセント以上増額する措置

(iii)　一週間の所定労働時間を四時間以上延長する措置

(iv)　一週間の所定労働時間を三時間以上四時間未満延長するとともに、賃金を十パーセント以上増額する措置

(v)　一週間の所定労働時間を二時間以上三時間未満延長するとともに、賃金を十パーセント以上増額する措置

(vi)　一週間の所定労働時間を一時間以上二時間未満延長するとともに、賃金を十五パーセント以上増額する措置

(2)　その雇用する有期契約労働者等であつて被保険者でないものについて、(1)(iii)から(vi)までに掲げるいずれかの措置を講じた事業主（当該有期契約労働者等が当該措置により被保険者となつた場合に限る。）

二　次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ハ(1)(i)の措置を一年間継続した事業主　十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

ロ　前号ハ(1)(i)の措置を二年間継続し、かつ、当該措置の開始から二年を経過した後、同号ハ(1)(ii)の措置を講ずることが就業規則その他の書類により確認できる事業主　三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

第十一項第二号

二　対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

二　次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ハ(1)(i)の措置を一年間継続した事業主　十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

ロ　前号ハ(1)(i)の措置を二年間継続し、かつ、当該措置の開始から二年を経過した後、同号ハ(1)(ii)の措置を講